

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年3月23日(2023.3.23)

【公開番号】特開2022-190101(P2022-190101A)

【公開日】令和4年12月22日(2022.12.22)

【年通号数】公開公報(特許)2022-236

【出願番号】特願2022-176746(P2022-176746)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 3 Z

【手続補正書】

【提出日】令和5年3月13日(2023.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下可能な遊技領域が形成された遊技盤を備え、前記遊技領域に設けられる始動口への入球に基づいて所定の遊技利益を付与可能な弾球式の遊技機であって、
前記遊技盤に設けられ、リードタイプの電子部品と表面実装タイプの電子部品とが実装される特定基板を備え

前記特定基板は、表面実装タイプの電子部品のうち少なくとも一部の表面実装タイプの電子部品に関連する情報を表記する情報領域を有し、

前記情報領域は、前記表面実装タイプの電子部品のみに関連する複数の情報が表記される領域であり、

さらに前記特定基板には、前記情報領域に表記される複数の情報がいずれの前記表面実装タイプの電子部品に対応するものであるかを紐づけ表示する紐づけ表示手段が設けられており、

前記紐づけ表示手段は、前記情報領域に表示される情報と同色で表示されており、

前記情報領域に表示される情報は、紐づけ表示される前記表面実装タイプの電子部品の種類を特定可能に表示され、

前記情報領域は、前記リードタイプの電子部品と該情報領域に表示された情報と紐づけ表示される前記表面実装タイプの電子部品とが実装される実装面に設けられている

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

スタートレバーを備えた筐体を備え、前記筐体に設けられたスタートレバーの操作に基づいて所定の遊技利益を付与可能な回胴式の遊技機であって、

前記筐体に設けられ、リードタイプの電子部品と表面実装タイプの電子部品とが実装される特定基板を備え、

前記特定基板は、表面実装タイプの電子部品のうち少なくとも一部の表面実装タイプの電子部品に関連する情報を表記する情報領域を有し、

前記情報領域は、前記表面実装タイプの電子部品のみに関連する複数の情報が表記される領域であり、

さらに前記特定基板には、前記情報領域に表記される複数の情報がいずれの前記表面実

40

50

装タイプの電子部品に対応するものであるかを紐づけ表示する紐づけ表示手段が設けられており、

前記紐づけ表示手段は、前記情報領域に表示される情報と同色で表示されており、

前記情報領域に表示される情報は、紐づけ表示される前記表面実装タイプの電子部品の種類を特定可能に表示され、

前記情報領域は、前記リードタイプの電子部品と該情報領域に表示された情報と紐づけ表示される前記表面実装タイプの電子部品とが実装される実装面に設けられていることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

従来より、表面実装タイプの電子部品を基板に実装する遊技機が提案されている。（例えば、特許文献1）

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】特開2014-144218号公報（段落[0042]、及び図4）

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

ところで、特許文献1に記載される遊技機における表面実装タイプの電子部品では、表面実装タイプの電子部品と対応する品番等の識別子が付されている場合があるものの、表面実装タイプの電子部品の大きさが小さくて識別子を視認し難いという問題があった。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、表面実装タイプの電子部品の識別子を確実に視認することができる遊技機を提供することにある。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

（解決手段1）

遊技球が流下可能な遊技領域が形成された遊技盤を備え、前記遊技領域に設けられる始動口への入球に基づいて所定の遊技利益を付与可能な弾球式の遊技機であって、

10

20

30

40

50

前記遊技盤に設けられ、リードタイプの電子部品と表面実装タイプの電子部品とが実装される特定基板と、を備え

前記特定基板は、表面実装タイプの電子部品のうち少なくとも一部の表面実装タイプの電子部品に関連する情報を表記する情報領域を有し、

前記情報領域は、前記表面実装タイプの電子部品のみに関連する複数の情報が表記される領域であり、

さらに前記特定基板には、前記情報領域に表記される複数の情報がいずれの前記表面実装タイプの電子部品に対応するものであるかを紐づけ表示する紐づけ表示手段が設けられており、

前記紐づけ表示手段は、前記情報領域に表示される情報と同色で表示されており、

前記情報領域に表示される情報は、紐づけ表示される前記表面実装タイプの電子部品の種類を特定可能に表示され、

前記情報領域は、前記リードタイプの電子部品と該情報領域に表示された情報と紐づけ表示される前記表面実装タイプの電子部品とが実装される実装面に設けられている

ことを特徴とする遊技機。（例えば、段落1072～段落1085、図139などを参照）。

（解決手段2）

スタートレバーを備えた筐体を備え、前記筐体に設けられたスタートレバーの操作に基づいて所定の遊技利益を付与可能な回胴式の遊技機であって、

前記筐体に設けられ、リードタイプの電子部品と表面実装タイプの電子部品とが実装される特定基板を備え、

前記特定基板は、表面実装タイプの電子部品のうち少なくとも一部の表面実装タイプの電子部品に関連する情報を表記する情報領域を有し、

前記情報領域は、前記表面実装タイプの電子部品のみに関連する複数の情報が表記される領域であり、

さらに前記特定基板には、前記情報領域に表記される複数の情報がいずれの前記表面実装タイプの電子部品に対応するものであるかを紐づけ表示する紐づけ表示手段が設けられており、

前記紐づけ表示手段は、前記情報領域に表示される情報と同色で表示されており、

前記情報領域に表示される情報は、紐づけ表示される前記表面実装タイプの電子部品の種類を特定可能に表示され、

前記情報領域は、前記リードタイプの電子部品と該情報領域に表示された情報と紐づけ表示される前記表面実装タイプの電子部品とが実装される実装面に設けられている

ことを特徴とする遊技機。（例えば、段落1072～段落1085、段落2170～段落2175、図139、図214などを参照）。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

10

20

30

40

50

【手続補正 1 0】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 1 1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 2

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 1 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 3

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 1 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 4

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 1 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 5】

本発明の遊技機においては、表面実装タイプの電子部品の識別子を確実に視認すること
ができる。

10

20

30

40

50